

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年2月9日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 農政課、農村振興課、農林水産整備課
- 3 監査の着眼点 委託料等の契約事務等は適正か。
使用料等の収入事務は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和5年12月1日～令和6年2月6日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

| 被監査課等 | 内容 |
|---------|--|
| 農林水産整備課 | <p>○南葉高原キャンプ場管理運営費</p> <p>南葉高原キャンプ場管理運営業務委託の実績報告と月例報告の収入額の不一致は、前回監査において注意をしていたところであり、担当課から提出された措置状況報告においては改善されている旨の記載があったものの、今回の監査においても一致しておらず、改善がみられなかった。これは、指定管理者からの報告内容を十分確認しなかったことによるものであるが、月例報告や実績報告の内容を厳正に確認し、疑義がある場合は精査した上で、決算額を把握するとともに、正確に報告するよう指定管理者を指導されたい。あわせて、監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。</p> |

(2) 注意事項 26件

- ① 収入事務に関する事 1件
- ② 行政財産目的外使用に係る事務手続に関する事 1件
- ③ 行政財産貸付に係る事務手続に関する事 1件
- ④ 契約事務に関する事 7件
- ⑤ 検収事務に関する事 12件
- ⑥ 契約・支出事務に関する事 1件
- ⑦ 文書管理に関する事 1件
- ⑧ 事務執行に関する事 2件

(3) 要望事項 1件

管理業務委託に係る実績報告について